

市・県民税が改正されます

平成26年度から適用される市・県民税(所得税は平成25年分)の税制改正により、均等割などが変更となります。

市・県民税について=市民税課☎7167-1124

所得税について=柏税務署☎7146-2321

均等割が合計5,000円に改正

東日本大震災を教訓とし、自然災害に対応するため、公共施設の耐震補強工事等、防災・減災事業のための借入金の償還などに活用されます。

均等割	現行 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度～35年度)
県民税	1,000円	1,500円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,000円	5,000円

※臨時的な措置のため、期間は平成26年度～35年度の10年間

復興特別所得税が創設

所得税でも、東日本大震災からの復興に必要な財源の確保を目的に、2.1%の「復興特別所得税」が創設されました。期間は、平成25年分～49年分の25年間です。

$$\text{合計税率(\%)} = \text{所得税率(\%)} \times \underline{1.021}$$

ふるさと寄附金にかかる特例控除額が変更

復興特別所得税の創設に伴い、ふるさと寄附金にかかる特例控除額が変更となります。期間は、平成26年度～50年度です。

以下のAとBの合計額が市・県民税の税額控除となります。このうちのBが見直しとなりました。

A 基本控除分

$$[\text{寄附金額(総所得金額等の30\%を限度)} - 2,000\text{円}] \times 10\% \quad (\text{市民税}6\%、\text{県民税}4\%)$$

B 特例控除分

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times [90\% - 0 \sim 40\% (\text{所得税の限界税率}) \times \underline{1.021}]$$

※Bは所得割の10%が上限

年金受給者の寡婦(夫)控除を受ける手続きが簡素化

公的年金以外の収入がなく寡婦(夫)控除を受ける場合、市・県民税の申告は不要となります。ただし、年金支払機関へ提出する扶養控除申告書に「寡婦(夫)」の記載を忘れたり、提出していなかったりするかたで、追加する必要がある場合は、確定申告か市・県民税の申告をしてください。



給与所得者のかたへ

0～15歳に対する扶養控除は廃止されましたが、市・県民税の非課税限度額の算定には扶養親族の人数が用いられます。年末調整のときには必ず記入してください。



給与所得控除が改正

その年中の(1月～12月)給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額は、245万円が上限となりました。所得税は平成25年分から、市・県民税は平成26年度から適用されます。

■給与収入金額から給与所得金額を求める算出表

給与収入金額(A)	給与所得金額	
0～65.1万未満	0	
65.1万～161.9万未満	A-65万	
161.9万～162万未満	969,000	
162万～162.2万未満	970,000	
162.2万～162.4万未満	972,000	
162.4万～162.8万未満	974,000	
162.8万～180万未満	A÷4=B (千円未満の端数切捨て)	B×2.4
180万～360万未満		B×2.8-18万
360万～660万未満		B×3.2-54万
660万～1,000万未満	A×0.9-120万	
1,000万～	A×0.95-170万	

1,000万～1,500万未満	A×0.95-170万
1,500万～	A-245万

事業主の皆さんへ

年末調整等説明会

時 11月13日(水)午後2時～4時 所 市民文化会館大ホール
 対 柏税務署の管内区域の事業主(給与支払者)のかた

他 年末調整等に必要な書類は会場で配布します。税務署から別途送付する「出席票兼関係用紙請求書」を事前に書いて持参してください。11月11日(月)午後1時30分～3時30分=あびこ市民プラザ、11月12日(火)午後1時30分～3時30分=野田市役所でも実施

市・県民税の特別徴収にご協力を

- 「特別徴収」とは…従業員のかたの市・県民税を、事業主の皆さんに給与から徴収していただく方法で、所得税という源泉徴収に相当する制度です
- 計算の手間がありません…事業主の皆さんにとっては、毎月の徴収額が決まっているため計算の手間がありません
- 従業員のかたにもメリット
 - ・金融機関へ納税に向く手間が省けます
 - ・1回あたりの納税額が少なくなります

例 普通徴収(個人納付・年4回)のとき……1回あたり6万円
 →特別徴収(年12回)になると……1回あたり2万円
 ◎特別徴収への切り替え方法など、詳しくは市民税課までお問い合わせください

子どもと
未来の柏
のために

放射線対策 NEWS NO.036

「放射線対策ニュース」は毎月1日号に掲載します

掲載情報は10月24日現在のものです

旧柏地域にお住まいのかたへ

草・木・枝・葉の分別に引き続きご協力ください

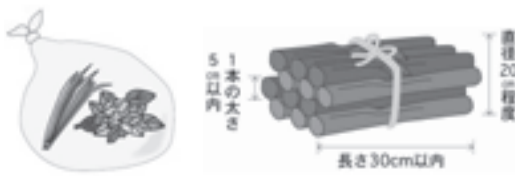
園廃棄物政策課☎7167-1140

市では、焼却灰の放射能濃度を低減するために、草・木・枝・葉の量を調整しながら北部クリーンセンターで焼却しています。また、南部クリーンセンターでは、草・木・枝・葉を除いて焼却しています。

これらのさまざまな対策により、市内で発生する焼却灰は市外の最終処分場に搬出することができます。しかし、当面の間は焼却灰の放射能濃度を管理しなければならず、正しい分別が必要です。引き続き分別のご協力をお願いします。

出し方と注意点

- 草木ごみの日(月2回、ごみ出しカレンダーの青色の日)に草木専用車で収集します。他のごみと混ぜずに分けて午前8時30分までに集積所へ出してください
- 草・葉は土をよく落として中身の見えるビニール袋に入れてください
- 木・枝はひもで束ねてください(長さ・太さの制限を超えると処理に支障をきたします)



放射性物質の検査結果 10月1日～21日検査分

市内の農産物	園農政課☎7167-1143	
[北部]ナス、里芋[中央]菊、里芋[南部]サツマ芋 [手賀沼周辺]カブ、ずいき、ネギ、大根		検出下限値未満

給食食材	園学校保健課☎7191-7376	
牛乳、米、レンコン、里芋、くり、大根、白菜、リンゴ		検出下限値未満

小中学校(提供した給食1食分)	園学校保健課☎7191-7376	
自校調理22校、給食センター		検出下限値未満

保育園(提供した給食1食分)	園保育課☎7167-1137	
公立・私立合計19園		検出下限値未満

■表記の説明
 N=Nal (Ti)シンチレーションスペクトロメータ
 G=ゲルマニウム半導体検出器
 検出下限値=使用する検査機器で検出できる最小値のこと
 品目・学校名・検査方法などの詳しい内容は、市のホームページに掲載しています。私立幼稚園の検査結果も見ることができます